



富田林市はSDGsに  
取り組んでいます。



# 富田林市 多文化共生 推進指針 【改定版】

2020(令和2)年3月 富田林市



## はじめに



本市では、2009（平成 21）年 2 月に「富田林市多文化共生推進指針」を策定し、多文化共生のまちづくりを推進してきました。この間、本市に生活される外国籍市民の人口は年々増加、多国籍化し、日本社会全体でみても在留外国人の数は増加を続けています。

2019（平成 31）年 4 月には、外国人の新たな在留資格の創設等を盛り込んだ改正入管法が施行されるなど、就労の場における外国人材の受け入れや、既にこの国で生活されている多数の在留外国人を含めた「生活者としての外国人」をとりまく状況は、大きな転機を迎えています。本市においても、多文化共生推進指針の役割はより一層、重要性を増しているところです。

また、2015（平成 27）年には、国連において、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。本市においても、2019（令和元）年 7 月に「富田林版 SDGs 取組方針」を策定し、積極的に取組みを進めています。

このような中で、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念を取り入れながら、本市で暮らすさまざまな国籍や文化的ルーツを持つ市民が、ともに暮らすことのできる多文化共生のまちづくりを総合的に推進するため、このたび多文化共生推進指針を改定しました。

改定にあたっては、本指針が「生きて働く指針」となるよう、外国人市民をはじめ、実際に外国人技能実習生を受け入れている企業や農業関係者等の事業者に聞き取りを行うなど、関係者のみなさまの声を丁寧に聴きながら、本市の現状の把握と今後の施策の検討を重ねてまいりました。

今後、本指針のめざす多文化共生のまちの実現に向けて、みなさまとともに取組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、指針の改定にあたり、ご指導、ご助言をいただきました富田林市多文化共生推進委員会の委員をはじめ、外国人市民や企業、農業関係者等、貴重なご意見をお聞かせいただいた関係者のみなさまに、深く感謝申し上げます。

2020（令和 2）年 3 月

富田林市長 吉村 善美

# 目次

## はじめに

<b>第1章 富田林市多文化共生推進指針の趣旨</b> .....	1
1-1. 富田林市多文化共生推進指針改定の趣旨 .....	1
1-2. 富田林市多文化共生推進指針策定の背景 .....	3
1-3. 用語の定義 .....	4
<b>第2章 本市における外国人市民の現状</b> .....	6
2-1. 本市における外国籍市民人口の推移 .....	6
2-2. 富田林市外国籍市民アンケート（2006年実施） .....	7
2-3. 外国人市民及び関係者による情報交換並びに当事者への聞き取り（2019年実施） .....	8
<b>第3章 多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方と施策の方向性</b> ....	12
3-1. 基本的な考え方 .....	12
3-2. 施策の方向性と体制強化 .....	15
3-3. 施策の体系 .....	17
<b>第4章 現在行われている具体的施策と今後の取組み</b> .....	18
4-1. 現在行われている具体的施策と今後の取組み .....	18
(1) コミュニケーション支援 .....	18
①多言語・やさしい日本語による情報提供 .....	18
②日本語及び日本社会に関する学習支援 .....	22

（２）生活支援 .....	24
①居住 .....	24
②教育 .....	25
③生活基盤 .....	28
④労働環境 .....	30
⑤福祉・医療・子育て .....	31
⑥防災 .....	34
（３）多文化共生の地域づくり .....	36
①地域社会に対する意識啓発 .....	36
②外国人市民の自立と社会参画 .....	38
（４）国際交流・国際協力 .....	39
・市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上 .....	39
（５）地域における多文化共生推進体制の強化 .....	40
①庁内の連携 .....	40
②地域における各主体の連携・協働 .....	41
４－２．施策の評価・検証 .....	43
４－３．施策の推進に向けて .....	44

おわりに

付録 外国人市民からのメッセージ「10年後の富田林に望むこと」



## 第1章 富田林市多文化共生推進指針の趣旨

### 1-1. 富田林市多文化共生推進指針改定の趣旨

本市では、2009（平成21）年2月に「富田林市多文化共生推進指針」（以下、「前指針」とする）を策定し、多文化共生のまちづくりを推進してきた。

前指針の策定後、日本における在留外国人数は、一時減少した時期はあったものの、2013（平成25）年から再び増加に転じており、2019（令和元）年6月末現在282万人<sup>1</sup>と、過去最高となった。本市においても同様の傾向がみられ、2019（平成31）年3月末現在1,274人（人口の約1.1%）で過去最高となり、また多国籍化が進んでいる。国籍・地域別では、ベトナム籍市民の増加が特に顕著である。

その背景として、近年、少子高齢化に伴う労働力不足を補うため、外国人労働者の受け入れが進んでいること、さらに、さまざまな分野で外国人技能実習生が増加していることが挙げられる。2018（平成30）年12月には「出入国管理及び難民認定法<sup>2</sup>」（入管法）が改正され、2019（平成31）年4月から施行されている。改正入管法では、新しい在留資格として「特定技能」が創設された。また、入管法の改正にあわせ、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を発表し、外国人材の受入れ・共生に関して、めざすべき方向性を示した。加えて、2019（令和元）年6月には「日本語教育の推進に関する法律」（日本語教育推進法）が施行され、日本語教育に関する国や自治体、外国人労働者を雇用する企業の責務が定められるなど、国の外国人政策に大きな動きが続いた。さらに、国の観光立国の実現に向けた多くの取組みを通じて、インバウンドとして訪日する外国人が増加しており、今後、訪日外国人の長期滞在や定住化につながる可能性がある。

このように急速に地域の国際化が進む中、地域社会には、外国人を一時的な滞在者としてだけでなく、生活者、地域住民として認識する視点が以前にも増して求められている。そして、従来の外国人支援の視点を超え、地域社会の構成員として社会参画を促し、国籍や民族等にかかわらずすべての人が活躍できる社会を実現することが重要である。

しかしながら、その実現に向けては、居住、教育、福祉、医療、子育て、労働、防災など、さまざまな分野にわたる課題も存在する。また、近年、特定の民族や国籍の人々を排除しようとするヘイトスピーチが社会問題化している。ヘイトスピーチについては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が2016（平成28）年に施行された。大阪府においても、2019（令和元）年10月には「大阪府人権尊重の社会づくり条例」の改正、11月には「大阪

<sup>1</sup> 法務省「在留外国人統計」による。

<sup>2</sup> 日本に出入国する者の管理のための法律。日本に在留する場合の資格やその期間を決めており、外国人は原則として入管法とその施行規則に定める在留資格のどれかに該当している必要がある。

府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が施行された。地域社会の課題解決のためにも、人権を軸にした多文化共生のまちづくりの推進がより一層求められている。

本市においては、前指針の策定から10年が経過し、この間、「富田林市第4次総合計画」に代わる新たな計画として、2017（平成29）年3月に「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」が策定された。また、2019（令和元）年7月には「富田林版SDGs取組方針」を策定し、総合ビジョンに掲げたまちの将来像の実現に向け、2015（平成27）年に国際社会全体の普遍的な目標として国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」<sup>3</sup>（以下、「SDGs」とする）の理念「誰一人取り残さない」を市政に取り入れ、活用するとともに、SDGsの理念の普及・啓発と多様なステークホルダーとの連携・協働によるまちづくりを進めている。

以上のように、国・府の動向や本市の状況は、前指針策定後の10年間で大きく変化してきた。そこで、本市では、ますます多様性を増す地域のニーズへの対応を検討するとともに、この間の取組みを振り返り、多文化共生のまちづくりをさらに推進することを目的とし、「富田林市多文化共生推進指針【改定版】」（以下、「本指針」とする）を策定することとした。

改定にあたっては、専門的な助言を得るため、外国人市民、関係団体、市関係部署、学識経験者等で構成する多文化共生推進委員会（以下、「推進委員会」とする）を2019（平成31）年3月に設置し、本指針の内容について審議するとともに、外国人市民や関係課、外国人労働者を雇用する企業・農業関係者等の事業者にも聞き取りを行い、現状と課題の把握に努めた。

今回の改定は、総合基本計画の個別施策の一つである「多文化共生と国際交流のまちづくり」に示す「市民と外国人市民がさまざまな交流を通じて、国籍や文化的なルーツに関わらず、お互いを知り、認め合うことで、外国人市民にとっても、市民にとっても暮らしやすいまち」を実現するものとして位置付けられる。

---

<sup>3</sup> 2015（平成27）年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」とする）は、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成された。このような性質上、2030アジェンダは、先進国と開発途上国がともに取組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）として17のゴール（大目標）と169のターゲット（小目標）が掲げられている。

## 1-2. 富田林市多文化共生推進指針策定の背景

前指針が策定された当時、急速に進むグローバル化と日本の少子化・高齢化の進展に伴い、自動車産業などの分野において日本の産業の働き手として日本で生活する外国籍市民が増加、多国籍化するとともに、海外につながりのある日本国籍市民<sup>4</sup>も増加しており、言語・文化・生活習慣・制度の違いから、戸惑いや生活上の不便、生きづらさを抱えるなど、さまざまな課題があるとの認識が広がっていた。また、一見すると問題がないようでも周りの地域住民との間で必ずしも円滑な人間関係が築けているわけではないなどの課題も見受けられた。そうした中、国が、2006（平成18）年、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、各自治体においても多文化共生の推進に係る指針・計画の策定を促す通知を出したのも、地域によって状況や課題が異なることを踏まえつつ、それぞれの地域の実情に合わせた独自の自治体政策の策定を求める趣旨であった。

当時、本市においても外国籍市民は増加傾向にあり、本市は特定非営利活動法人とんだばやし国際交流協会（以下、「国際交流協会」とする）と連携し、地域のニーズに合わせたさまざまな事業を行ってきていた。また、2006（平成18）年度には「外国籍市民アンケート調査」を実施し、外国籍市民の生活実態や課題等の現状把握に努めてきた。

このような中で、自治体をめぐる財政状況に厳しい制約があるものの、本市の多文化共生施策をさらに発展させ、体系的で長期的な視野に基づく、現実的で具体的な指針を策定する必要があった。そこで、専門的な助言を得るため、外国人市民、関係団体、市関係部署、学識経験者等で構成する多文化共生指針検討委員会（以下、「検討委員会」とする）を2008（平成20）年7月に設置した。

検討委員会は、進展する地域の国際化と増加する外国籍市民および外国にルーツをもつ市民のニーズに応え、平和ですべての市民がお互いに尊重し合える多文化共生のまちづくりを推進していくために、多文化共生にかかわる理念と長期的ビジョンを示す「多文化共生推進指針」に含まれるべき施策の方向性と内容を検討し、その結果を同年12月、「提言書—富田林市『多文化共生推進指針』策定にかかる現状と今後の方向性」（以下、「提言書」とする）として市長に提出した。この提言書は、当事者や関係機関の意見を聴き、全国的な情勢と本市の地域性を十分に検討したものであったことから、本市ではその内容を可能な限り反映させ、前指針を策定した。

<sup>4</sup> 海外につながりのある日本国籍市民には、国際結婚に伴い日本国籍を取得した人、国際結婚の家庭に生まれた子ども、中国からの帰国者、海外で長期間暮らした経験を有する人など、さまざまな人がいる。なお、一般には「外国にルーツをもつ」という表現が使われることも多く、本指針においても一部で使用している。しかし、国との結びつきにとらわれず、また外国人市民が出身国の文化を絶対視することなく居住国で新たな文化を構築することを肯定する、より広い表現として、昨今は「海外につながりのある」という表現が採用され始めている。

### 1-3. 用語の定義

以下では、本指針に頻出する用語について、その定義を提示する。

#### (1) 多文化共生

本指針では、総務省「多文化共生の推進に関する研究会」および前指針における定義を参考にし、多文化共生を「本市にかかわるさまざまな団体、国籍や民族などの異なる人々が、人権を基盤とし、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと」とし、また、そのために必要な社会構造的な格差解消に向けた取組みを含むものとする。

また、前指針における定義を踏まえ、引き続き多文化共生を次のような現状認識と理念を含む概念として扱うこととする。

- ① 本市は、単一の文化的背景をもつ市民だけからではなく、多様な文化を有する市民から構成されている。また、市には企業や市民公益活動団体、学校や病院、市役所などさまざまな団体が存在し、これらも多文化共生を推進する当事者として位置付けられる。
- ② さまざまな少数文化が多数を占める文化によって管理・同化されるのではなく、対等で相互に歩み寄る双方向性に特徴付けられた社会関係を構築する。
- ③ 人権に関する国際的・国内的議論を反映し、人権の実現を図る方法の一つである。

#### (2) 外国人市民

「外国人市民」とは、外国籍を有する人、あるいは、日本国籍を持ちつつ海外につながりがある人で、本市に生活拠点を有する人である。そのため、本市に生活する外国人研修生・実習生や留学生などもこの外国人市民に含まれる。

なお、前指針を起草するに際し、当時、戦前から日本に居住する旧植民地出身者やその家族を指して「オールドカマー」、1980年代以降に来日した人を指して「ニューカマー」と区別する用法が少なくなかったため、「外国人市民」という名称を用いるにあたっては、以下の3点も注記された。今回、本指針の策定にあたっては、双方を含めた名称として「外国人市民」を用いようとした先見性を踏まえつつ、「誰一人取り残さない」というSDGs理念に基づき、「外国人市民」あるいは「海外につながりのある市民」という用語を併用することとしたい。

- ① 民族的なアイデンティティを保障する教育や入居差別問題など、双方が抱えさせられている諸課題には共通するものも多く、また、相違している場合でも、現在、旧植民地出身者やその家族が経験している諸課題（例えば、高齢化に伴う介護や年金に関するもの）はいずれ、滞日年数は短いながらも現在、定住化が進む外国人市民も経験

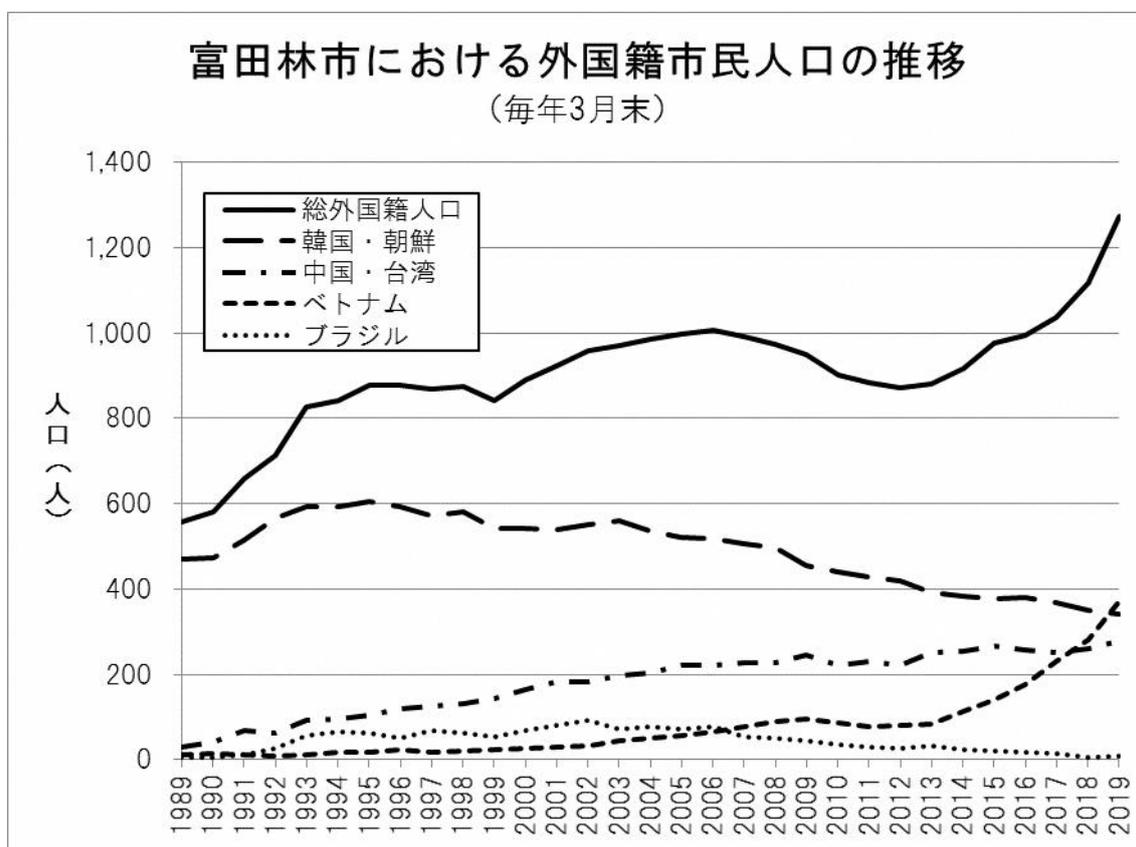
することが予想される。そのため、両者は連続性をもって考えることが望ましい。

- ② 他方、外国人市民は一人ひとり異なる歴史的・地域的・文化的背景を有する存在であり個別具体的な施策が必要である。
- ③ 「カマー（来る人）」という言葉は、短期間日本に滞在した後はいつか帰国するとの前提に立ち、外国人市民が地域社会に暮らし、地域社会の発展に寄与する「市民」であるという語感に乏しいものである。そのため、昨今の外国人の定住化傾向と整合性を有しない言葉である。

## 第2章 本市における外国人市民の現状

### 2-1. 本市における外国籍市民人口の推移

本市における外国籍市民人口<sup>5</sup>は、2019（平成31）年3月末現在1,274人（人口の1.1%）で、1989（平成元）年からの30年間で128%、前指針を策定した2009（平成21）年と比べても34%増加している。その内訳を見ると、この間、1989（平成元）年には84%を占めていた韓国・朝鮮籍市民の割合が27%に低下し、かわって中国・台湾籍が5%から22%、ベトナム籍が2%から29%と顕著に増加している。国籍では、38の国・地域の人々が本市に住んでいる。また、前章に示した海外につながりのある日本国籍市民も相当数在住していると考えられる。



<sup>5</sup> 2013（平成25）年以降の人口については、住民基本台帳に基づく。2012（平成24）年以前の外国籍市民人口については、本市の外国人登録者数を示している。外国人登録は、外国人登録法により、外国人本人の申請に基づいて、市町村ごとにその管内に居住する外国人の住居や生年月日、国籍などを登録する制度で、2012（平成24）年7月に廃止された。

## 2-2. 富田林市外国籍市民アンケート（2006年実施）

本市では、前指針の策定に先立ち、2006（平成18）年に、本市において外国人登録をしている16歳以上の市民のうち、調査時点で自身がすでに外国人登録証明書の登録事項確認申請を終えている市民全員を対象に「外国籍市民アンケート」を実施した。この調査は、日本国籍で海外につながりがある人を対象としておらず、また、統計的に見てもその結果が本市に居住する外国籍市民全体の状況を代表しているとは言えないが、それまで十分に把握してこなかった本市の外国人市民の生活状況を示す貴重なデータであった。

このアンケートで確認できたことは以下の2点である。

### ① 課題の多様性・連続性

すでに2世・3世が中心になっている韓国・朝鮮籍の市民からは、政治的・社会的諸権利がなお実現されていない現状の改善を求める声、比較的滞日年数が短い外国人市民からは、日本語教室や多言語表示への要望といった言葉の問題とともに、日本人市民との交流の機会を望む声も寄せられた。また、外国人市民の課題が多様であるということと、従来からの課題が未解決のままひきつがれ、滞日年数の短い外国人市民にも投げかけられるという連続した構造をもつことがうかがえた。

### ② 課題の緊急性

自由記述では、あからさまな差別や劣悪な労働環境、子どもの教育を受ける権利が不安定な状況におかれているなど、早急に対応しなければならない切実な現状もうかがえ、行政の適切な対応が求められる事例があることも分かった。

本市は決して外国人市民の集住都市ではないが、その多寡にかかわらず、一人ひとりの市民がまちづくりの主体として平等にあたりまえに地域で暮らしていくうえで、多様で重層的な課題及び緊急の取組みが必要な課題があった。このことは、本市においても多文化共生施策を進める必要性を裏付けるものとなった。

### 2-3. 外国人市民及び関係者による情報交換並びに当事者への聞き取り (2019年実施)

本指針の策定にあたり、当事者の声を反映させることを目的に、本市における外国人市民をとりまく現状の把握や情報共有を図るため、情報交換や聞き取りを行った。

#### 実施状況

##### ① 外国人市民との情報交換会

本市在住・在勤の外国人市民を対象とし、本市での生活や困りごとについて聞き取りを行った。

日時	2019（令和元）年9月2日（月）14：00～16：00
出席者	外国人市民9人、多文化共生推進委員会委員7人、事務局3人

主な意見

#### 【地域との関係】

- ・町会・自治会に入っているが、入る意味がよく分からなかった。
- ・町会・自治会やPTAの班長や会長が順番であてられるが、仕事の内容が分からないときがある。
- ・家庭内や国際交流協会以外で日本人との付き合いはない。

#### 【同じ国・地域出身の人同士のコミュニティ】

- ・来日前からの知人、日本に来てから知り合った人、知人の知人などからなるグループと休日に集まっている。

#### 【地震・台風などの災害時】

- ・情報は家族やテレビ放送から得ている。台風情報などはテレビ放送から十分得られる。
- ・SNSを利用し、領事館から災害時の避難情報等を得るようにしている。
- ・避難所に避難したことはないが、どこにあるのかは分かる。広報誌等で知った。
- ・ハザードマップを見たことはあるが、地図の見方が分からない。
- ・災害時はエリアメールが何通も来るが、すべて日本語なので読めない。分からないものが何度も届くので、不安になる。
- ・河川に「平常時から増水に注意してください」とあるが、何に注意すれば良いのか分からない。

#### 【教育・子育て】

- ・国際交流協会に通うようになって、初めて行政が保育園のこと、教育のことで頼れる相手なのだとなり、不安が解消された。
- ・学校での国際理解学習を低学年から実施できないか。子どもたちに、より早くから多文化理解学習の機会がほしい。

【仕事・就労】

- ・仕事を探すとき、履歴書を日本語で書かなければならず、難しい。
- ・日本語は話せるが、仕事を始めた当初、敬語が難しく電話対応は苦手だった。

【生活の中での日本語】

- ・ひらがなのルビがあれば読めるし、理解できる。非漢字圏の人は日本語を学ぶのにひらがなから理解し始める。

② 外国人市民及び関係者との情報交換会

外国人市民、一般市民、企業・農業関係者等を対象に公募を行い、「国際交流協会」「地域と多文化共生」「外国人労働者」をテーマに意見交換を実施した。

日 時	2019（令和元）年10月29日（火）14：00～16：00
出席者	外国人市民4人、一般市民2人、企業関係者4人、農業関係者1人、多文化共生推進委員会委員8人、市長、事務局3人

主な意見

【国際交流協会について】

- ・どんな活動をしているのか、市民にはなかなか見えてこない。
- ・国際交流協会の存在を知らない人も多いが、相談や交流の場としても、なくてはならない存在だと考える人も多い。

【地域と多文化共生について】

- ・外国人市民をサポートするためには、国籍別の人口だけでなく、年代別の人口データを把握しておく必要がある。
- ・日本国籍をもっているが海外につながりがあるという人たちも多く、国籍別の人口データには表れないが、やはり外国人市民として富田林に生活している人々がいるという認識をもってほしい。
- ・日本人でも自らすすんでいろいろな活動に参加する人は少ないと感じる。まして言葉の壁がある外国人市民が、どのようにして交流の場に出られるようにするか、その仕組みづくりが重要である。

【外国人労働者について】

- ・外国人労働者が年々増えているのは事実。これからは家族帯同で来日する人も増える。労働者本人だけでなくその家族、特に子どもを保育所や学校に通わせるためのサポートが今後ますます求められ、企業としても、人材を確保するうえでそのようなサポートが重要である。

③ 事業者への聞き取り

外国人市民を雇用する、あるいは技能実習生を受け入れる立場にある市内の事業者（企業・農業関係者等）を対象とし、本市の多文化共生施策についての説明と聞き取りを4回実施した。

	日 時	出席者
1	2019（令和元）年8月5日（月） 13：00～14：00	富田林工業団地四組合協議会関係者 10人
2	2019（令和元）年8月19日（月） 19：00～21：00	富田林商工会青年部関係者 27人
3	2019（令和元）年8月22日（木） 19：00～20：00	富田林市商業連合会・富田林料飲宿組合・富田林商工会関係者 11人
4	2019（令和元）年8月28日（水） 10：00～11：30	農業関係者 2人

主な意見

【技能実習制度】

- ・人材を養成するのに1年はかかり、仕事を覚えた頃に帰国してしまうので、この制度は使いにくいと感じる。
- ・技能実習生のための住居確保に苦慮している。

【地域とのかかわり】

- ・外国人が長く日本に生活するのであれば、地域の中で日本人とともに暮らし、周囲の住民とコミュニケーションを取ってもらえるようにするほうが良いと思う。

【国際交流協会について】

- ・企業や外国人労働者にとって、国際交流協会の事業がどのように役立つのか分からない。

④ 保健師への聞き取り

本市保健センター（健康づくり推進課）で母子保健を担当し、外国人市民と接する機会の多い保健師への聞き取りを実施した。

日 時	2019（令和元）年10月4日（金）10：00～11：00
出席者	保健師3人、事務局2人

主な意見

- ・かかわる母子に外国人市民は増えており、地域によって多い地区、少ない地区がある。
- ・法定健診では聞き取ること、伝えることが多く、言葉の壁が大きい。
- ・病気のことなど、大切なことを伝える際には、通訳者の存在が不可欠である。

- ・通訳に関しては保健センターも国際交流協会頼みだが、通訳派遣に使える予算が年間 10 時間分しかなく、足りない。法定健診だけでも 1 人あたり 4 回ある。
- ・保育園、幼稚園、就学の話は、制度の理解が難しい。就学までは保健センターが密にかかわれるが、その後の連携が重要だと思う。
- ・スマートフォンを持っている人は使いこなしているが、母親が持っておらず、父親経由でしか連絡が取れない家庭もある。
- ・母親が夫以外とつながりがなく、言葉も分からないまま乳幼児を抱えている状況で、子どもに何かあったときどこまで対応できるか不安である。
- ・かわりのある外国人市民の中には、国際交流協会を知らない人も多い。転入の際などに、もっと協会のことを周知してはどうか。

以上、今回行った情報交換会と聞き取りから、外国人市民をめぐるさまざまな状況が明らかになり、多様な市民・団体等から貴重かつ多くの意見を聞き取ることができたものとする。特に、事業者からの聞き取りにおいては、企業や農業関係者等の率直な意見を聞き取ることができた。

しかし、その一方で、聞き取れた意見には量的・質的制約があることも事実である。例えば、情報交換会においては、十分な数の外国人市民から意見を聞き取れたわけではない。特に、技能実習生や留学生として本市に生活する人々の声は聞き取ることができなかった。

これらを踏まえ、当事者の意見を聞き取る機会を引き続き設けていくためにも、外国人市民などの当事者がまちづくりに参画できる新たな場の創設が必要である。

## 第3章 多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方と施策の方向性

### 3-1. 基本的な考え方

人権を軸にした多文化共生社会の実現は、自治体の責務である。総合基本計画の分野別施策2「みんなで支えあう健やかで心豊かな暮らしづくり (3) 多様性の尊重による共生社会の形成」を実現するための個別施策の一つである「多文化共生と国際交流のまちづくり」に必要な取り組みとして、施策を実施していく。その際、基本的な考え方としては、前指針で示された内容を踏まえ、次のとおりとする。

#### (1) 基本的人権の尊重

本市に居住する外国人市民も、地域社会を構成する市民であるという基本的認識に立ち、また、日本政府も批准し、SDGs がその前提としている<sup>6</sup>国際人権規約等にある人権の諸原則・基準<sup>7</sup>にのっとり、本指針の目的の中心に外国人市民の人権の尊重・保護・促進<sup>8</sup>を置く。

#### (2) 主体性の醸成

外国人市民は、他の市民とともに、地域社会を担う主体であるので、それを阻む課題を改善し、社会参加できる仕組みをつくる。また、言葉の違いや日本の社会制度・慣習の違いへの配慮だけではなく、日本国籍をもたないことを理由に意見の表明や希望の実現に困難を強いられてきた経緯を踏まえ、外国人市民のエンパワメント<sup>9</sup>を通じて主体性を醸成する。

<sup>6</sup> SDGs は、その趣旨を記した前文に該当する部分で、人権について、「我々は、世界人権宣言及びその他の人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する。」(外務省仮訳)と記している。なお、多文化共生に関しては「我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く。人種、民族および文化的多様性に対して尊重がなされる世界。(後略)」(同上)と述べている。

<sup>7</sup> 1948(昭和23)年に国連で採択された世界人権宣言、その内容を条約にし、加盟各国にその条項の順守を義務づけた国際人権規約「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」、人種差別撤廃条約等で示された内容を言う。

<sup>8</sup> 「尊重」とは市を構成する行政や議会、地域社会、市民がほかの市民の人権侵害を行わないよう努めること、「保護」とは第三者による人権侵害から行政が市民を守ること、「促進」とは市民の人権実現のために行政が他者に対する働きかけを行ったり、必要なサービスを提供したりするなど、積極的な措置を行うことをいう。

<sup>9</sup> エンパワメントとは、①人権や人間の尊厳を保つうえで望ましくない現状がそこにあるという気づきや現状を変えたいという意欲を促す当事者向けの啓発活動、②意見表明やアクションをとるために必要な、当事者の潜在能力の開花を図ったり、組織化を支援したりすること、③当事者個人・組織の活動を促進する環境を整えるための当事者以外への働きかけをいう。

### (3) 歴史に対する理解

1990（平成2）年以降、入管法改正によって定住者資格<sup>10</sup>を得た日系外国人が激増したが、彼らの原点は、明治以降の移民政策<sup>11</sup>にある。近年まで、外国人登録者の国籍で、上位3位を占めるのが韓国・朝鮮、中国、ブラジル<sup>12</sup>であったことは、日本の歴史・政策と密接にかかわっている。本市の外国人市民も、日本と歴史的にかかわりの深い上記の人々が多く、多文化共生は日本の近代化を支えた人々とつながる“現在のわたしたちの歴史性”を学ぶ営みである。近年、アジアなどからの移住者や、技能実習生や留学生として本市に暮らすベトナムをはじめとした東南アジア出身の若者が増えており、新たな時代を迎えつつある。

### (4) 関連する市民公益活動の蓄積と課題

本市では、市民公益活動団体との協働のもと、多文化共生に向けた活発な取組みを展開している。一方で、増加し複雑化するニーズに対応した取組みを持続可能な形で実施するには財政的・人的資源が不足しているという課題も存在する。そのため、このような実績と課題を踏まえ、取組みを強化する。

### (5) 市民生活の豊かさの維持・向上

地域における多文化共生の取組みは、日本人市民にとっても、異なる文化・価値観に触れる機会を増やし、市民生活をより多様性に満ち、楽しく豊かなものになっている。また、外国で暮らす、あるいは暮らした経験を持つ日本人も増える中、そうした取組みは、地域に住む外国人市民のためだけではなく、日本人市民にとっても有意義なものになっている。さらに、少子化と高齢化が加速する中、地域活力が減退する傾向が広く指摘されているが、地域で働く外国人市民の存在は、農家や中小企業など、地域経済の存続と活性化にとって不可欠なものとなっている。

---

<sup>10</sup> 「定住者資格」とは在留資格の一つである。1990（平成2）年の入管法改正で創設され、法務大臣が特別に居住を認めた者として、日系3世までがその対象となっている。この改正によって、以後多くの日系人が来日した。

<sup>11</sup> 明治維新以後、急激な近代化を突き進んだ日本は移民送出国でもあり、北米・南米、東南アジア、やがては植民地であった朝鮮半島や台湾、中国東北部（旧満州）への移民奨励によって、多くの日本人が海を渡った。

<sup>12</sup> 1930年代、戦況悪化に伴う内地労働力人口の減少を契機に急増し、結果として在日に至った旧植民地出身者の子孫とその家族が韓国・朝鮮籍者のほとんどを占める。また、中国帰国者は満州移民に端を発し、ブラジルは日系移民の子孫とその家族である。

#### (6) 国の政策との整合・補完

国の研究会として初めて外国人市民を生活者としてとらえ、さまざまな提言を行った「多文化共生の推進に関する研究会報告書」<sup>13</sup>を踏まえ、総務省自治行政局は全国自治体に対して地域における多文化共生推進プランの策定・実施を依頼しており、前指針はその求めに応じるものであった。その後、総務省の同研究会を軸にして、防災に関する議論が深められ、また、事例集の作成や「多文化共生アドバイザー制度」の導入といった取組みも行われてきた。さらに、2018（平成30）年末には、入管法の改正及びそれとともに「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の策定がなされ、現在、外国人の声を聴く仕組みづくりから、医療、保健、福祉、教育、防災、労働等、幅広い施策の展開が試みられている。本指針は、このような国の政策との整合性を図りつつ、社会情勢や本市の地域性を踏まえることで、これを補完するものである。

---

<sup>13</sup> 総務省が2006（平成18）年3月に発表した報告書。日本における外国人市民の急増に対し、多文化共生が全国の自治体の共通の課題になるという認識のもとに、地方自治体が地域における多文化共生を推進するうえでの課題と今後必要な取組みについて、「コミュニケーション支援」、「生活支援」および「多文化共生の地域づくり」の3つの観点から検討し、「多文化共生施策の推進体制の整備」について、考え方を整理している。

### 3-2. 施策の方向性と体制強化

平和ですべての市民がお互いに尊重し合える活気ある多文化共生のまちづくりを推進していくため、今日の社会情勢を踏まえ、前指針で示した施策の方向性を基本にしながら、今後進める施策に4つの方向性をもたせる。また、その実現のための体制強化に努める。

#### (1) 施策の方向性

##### ① 外国人市民と行政、市民同士の円滑なコミュニケーションを図れるよう施策を推進する

外国人市民が地域に住んで最初に遭遇するのが「言葉の壁」である。しかし、日本語の能力にかかわらず、市民として、必要な情報は速やかに知らされ、意見は行政に反映されなければならない。そのために、行政情報の多言語化、通訳・翻訳サポートなどの整備、外国人市民の日本語学習支援、やさしい日本語<sup>14</sup>や多言語音声翻訳アプリの活用などに取組むことで円滑なコミュニケーションを図る。

##### ② 外国人市民が安心して住みつけられるよう施策を推進する

安定した市民生活を送るためには、教育、労働、福祉、医療、子育て、防災、生活全般にわたるさまざまな制度や相談窓口を利用できることが必要である。しかし、これらの制度周知の不十分さや、手続きの煩雑さによって十分に利用できていない現状がある。外国人市民がこれらの制度や相談窓口をスムーズに利用できるよう、多言語や「やさしい日本語」での周知や対応に努める。

##### ③ 国籍・民族・文化の違いを認め合い、すべての市民が地域社会の一員として対等な立場でまちづくりに参加できるよう施策を推進する

多文化共生社会の実現のためには、すべての市民が国籍・民族・文化などの違いを認め合い、地域のまちづくりを担う一員として対等な関係を築いていくことが不可欠である。その基盤を育むための教育・啓発活動、すなわち学校園における多文化共生教育の充実、地域コミュニティへの啓発などに努める。また、市民参加のまちづくりを推進するにあたり、外国人市民も地域社会の一員として参画できる仕組みを整備する。

##### ④ 「誰一人取り残さない」という理念のもと、施策を推進する

多文化共生は外国人市民が増えたからしなげらなくなっただけの取組みではない。それは、SDGsでもうたわれているように、人権を基盤とした持続可能な世界の構築をめざす国際社会の大きな流れを背景にもつものである。そのような認識に基づき、国のSDGs実施指針にある「実施のための主要原則」<sup>15</sup>、さらに過去の歴史も踏まえながら、「誰一人取り残さ

<sup>14</sup> 普通の日本語より簡単で、外国人にもわかりやすい言葉づかいの日本語。

<sup>15</sup> 国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016（平成28）年12月決定、2019（令和元）年

ない」を理念として多文化共生施策を推進する。

## (2) 体制強化

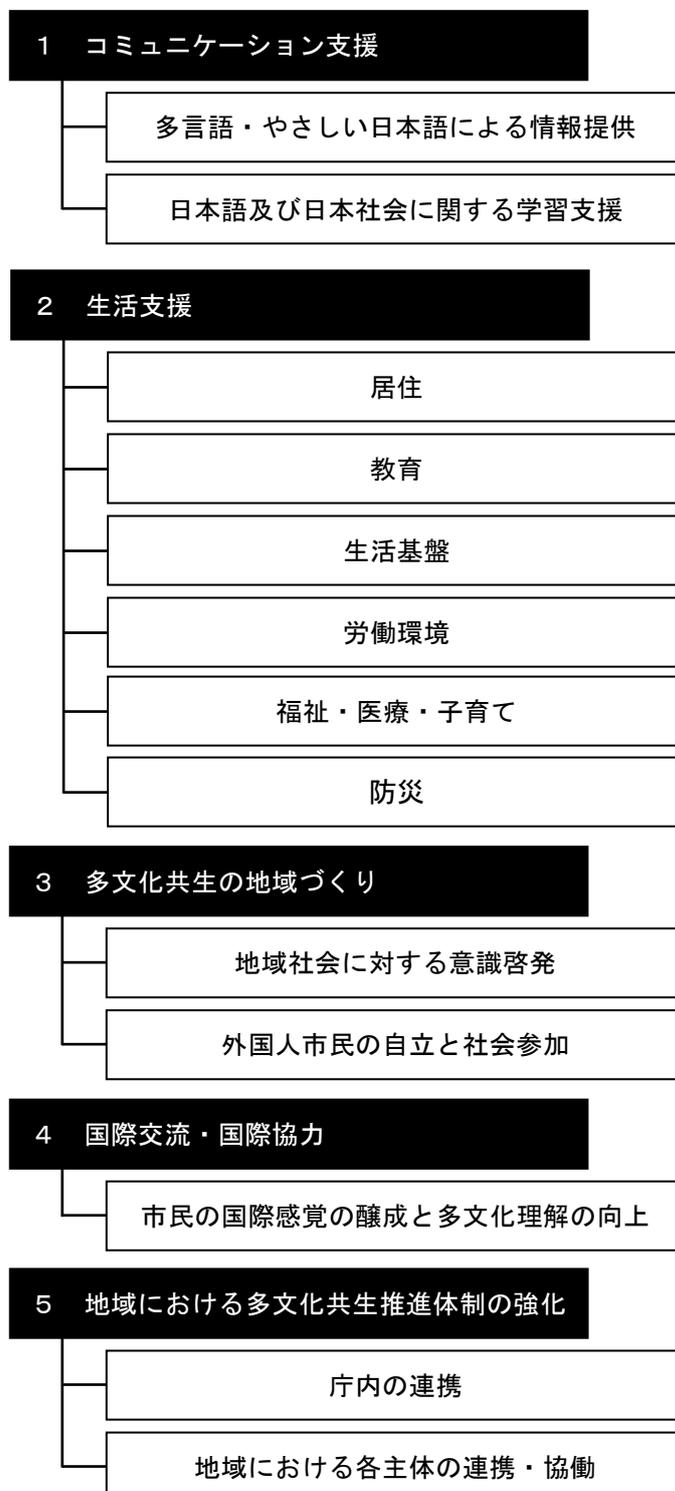
本指針で記した施策を効果的かつ着実に実現していくため、これまで構築してきた市内体制に加え、学校園との連携、実施計画の策定、当事者である外国人市民を含めた外部評価機関の設置、多様な民間団体や町会・自治会等の地域との連携・協働などを通じて体制の強化に取り組む。特に、国際交流協会とは、本市が多文化共生施策を推進するうえで不可欠なパートナーとして、今後とも連携・協働を進める。

---

12月一部改定)には「実施のための主要原則」として、①普遍性(国内における取組も地球益を追求し国際目標達成に向けた努力であるとの認識をもつ)、②包摂性(あらゆる施策が「脆弱な立場におかれた人々」に焦点を当てたものにする必要がある)、③参画型(脆弱な立場におかれた人々が施策の対象として取り残されないだけでなく、自らが当事者として主体的に参加できるようにする)、④統合性(経済・社会・環境の3分野間の相互関連性・相乗効果を重視する)、⑤透明性と説明責任(定期的に評価し、その結果を公表し、説明責任を果たす)の5つが挙げられている。

### 3-3. 施策の体系

多文化共生社会の実現に向け、次のような体系で施策を実施する。



## 第4章 現在行われている具体的施策と今後の取組み

### 4-1. 現在行われている具体的施策と今後の取組み

前章では、本市における外国人市民の現状、多文化共生施策を進めるにあたっての基本的な考え方と施策の方向性を確認した。本章では、それを踏まえ、施策の体系に従って、現在行われている具体的施策、これまでの取組みの成果・課題、今後進めるべき取組みについて示す。

なお、以下に掲載する施策以外にも、外国人市民が本市の市民として生活するうえで利用可能な行政サービスは多岐にわたって存在する。

また、実施主体が国際交流協会となっている事業の中には、市として取組む必要性があり、国際交流協会に依頼または連携・協働して実施しているものも含まれている。

#### (1) コミュニケーション支援

日々の生活において、地域で暮らす人とのコミュニケーションが図れなかったり、行政サービスなどの必要な情報が得られなかったりする場合がある。

そこで、「多言語・やさしい日本語による情報提供」「日本語および日本社会に関する学習の支援」を体系的に進めていく。

#### (1)-① 多言語・やさしい日本語による情報提供

##### ○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
市窓口業務案内多言語版	<p>地域に在住する日本語を母語としない人が円滑な市民生活を営めることを目的として、市の業務案内を多言語で作成し、行政情報を提供。</p> <p>(対応言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語</p>
外国人市民のための富田林市役所お役立ちガイド	<p>「市窓口業務案内多言語版」の中から、住所変更やゴミの出し方など日常生活に必要な項目をまとめ、各家庭で日頃、目にする場所に掲示できるように作成。</p> <p>(対応言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語</p>

#### 第4章 現在行われている具体的施策と今後の取組み

<p>市窓口ちらし翻訳業務 (※委託)</p>	<p>「市窓口業務案内多言語版」で対応できない情報や急を要する情報（例：「マイナンバーカードの有効期限の案内」「臨時福祉給付金の受け取り案内文書」）などについて、多言語で文書を作成し、対象者へ情報を提供。</p> <p>(対応言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、やさしい日本語</p>
<p>窓口等外国語通訳派遣業務 (※委託)</p>	<p>日本語の理解が十分でない外国人市民と円滑なコミュニケーションを行い、行政サービスを提供できるよう、通訳者を派遣。</p> <p>(対応言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語</p>
<p>中国残留邦人等生活支援事業 (※委託)</p>	<p>「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、2008（平成20）年度より対象者の地域への定着、安定した生活を実現するために自立支援通訳を派遣。</p>
<p>翻訳サイト利用可能な端末の設置</p>	<p>窓口での外国人市民に対する多言語対応のため、翻訳サイト利用可能な端末を設置。Google 翻訳が利用可能。</p>
<p>市ウェブサイトの多言語での情報提供</p>	<p>外部サイトの翻訳サービスを利用し、市ウェブサイトが多言語で翻訳表示、外国人市民への情報提供を実施。</p> <p>(対応言語) 英語、中国語（簡体・繁体）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、ベトナム語</p>
<p>庁内案内看板の多言語表記</p>	<p>外国人市民にも分かりやすいよう窓口看板を多言語で表記したものを設置。</p> <p>(対応言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語</p>
<p>外国語図書の配架</p>	<p>中央図書館・金剛図書館に児童書を含む外国語図書、中央図書館に英字新聞配架。</p>

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	内 容
通訳・翻訳サポート事業	<p>地域に在住する日本語を母語としない人をサポートするために通訳・翻訳を実施。日本語を母語としない人からの依頼は無料。内容は日常の困りごとから行政手続き、病院への同行などが多い。</p> <p>また、市より、窓口ちらし翻訳業務委託及び窓口等外国語通訳派遣業務の委託を受けて実施。</p>

### 成果と課題

- 市窓口業務案内多言語版は、市役所の窓口業務全般を説明するために作成されていることから、情報量が非常に多くなっている。また、現状に合わせた対応言語の検討が必要である。
- 外国人市民のための富田林市役所お役立ちガイドは、市窓口業務案内多言語版とともに転入手続時に配布し、新たに市民となった人に役立っているが、情報の更新が行えていない。
- 中国残留邦人等生活支援事業においては、対象者が市役所で各種手続きをする際や病院の受診時に、自立支援通訳の派遣を実施しているが、年によって派遣依頼数にばらつきがあり、財政面で課題がある。
- 各課窓口が多言語で部・課名を表示した看板を設置したことで、市役所を訪れた外国人市民が窓口を見つけやすくなっている。
- 通訳・翻訳サポート事業においては、当事者個人からだけでなく、行政や病院からも依頼が増えている。2018（平成 30）年度からは、通訳についても市で窓口等外国語通訳派遣業務を委託業務として予算化したが、5言語のみの対応に限られるほか、時間数にも厳しい制限がある。なお、通訳者派遣時のコーディネーター同行については、国際交流協会予算で対応している。
- 通訳・翻訳が必要な言語は多様化しており、通訳・翻訳サポートを担う人材の確保や質の向上もますます必要になっている。

### 今後の取組み

- 市窓口業務案内多言語版は、掲載する情報や対応言語を定期的に更新するとともに、「やさしい日本語版」も作成する。
- 外国人市民のための富田林市役所お役立ちガイドについても、定期的な情報の更新を行う。また、転入時の配布以外にも活用を検討する。
- 外国人市民のさらなる多国籍化に伴い、より多様な言語への対応を検討する。
- 今後も各課窓口が多言語で部・課名を表示した看板を設置する。あわせて、公共施設において、新たな案内板等を作成する際には、ピクトグラムや多言語での表示に努め、言葉のバリアフリーをめざす。
- 外国人市民の図書館利用に対応できるよう、今後も外国語資料を継続して収集する。また、外国人市民の図書館利用の促進にも努める。
- 外国人市民の生活のさまざまな場面で通訳・翻訳は必要であることから、コーディネートサービスを含む通訳制度の充実を検討する。
- 通訳・翻訳サポートを担う人材のスキルアップ研修や情報交換会等の機会に加え、通訳・翻訳の必要性や重要性、通訳者の役割に関する認識について、職員研修を実施するなど、啓発に努める。
- 通訳・翻訳の対応とあわせ、職員がやさしい日本語でのコミュニケーションを心がけることは、外国人市民に限らずすべての市民にとって住みやすいユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進にもつながる。そのため、研修等を通じた職員のスキル向上に努める。

(1) -② 日本語及び日本社会に関する学習支援

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市、国際交流協会)

実施している取組等	内 容
にほんごよみかき教室	<p>日常の読み書きに不自由している人を対象に実施。 (実施日)</p> <p>① 毎週火曜日 午後7時～8時30分 ② 毎週水曜日 午前10時～11時30分 (実施場所) 中央公民館</p>
識字学級	<p>差別や貧困等のため学校で十分に文字を学ぶことができなかった人を対象に実施。近年は、外国人市民の利用も増加。 (実施日)</p> <p>① 毎週月曜日 午後7時～9時 ② 毎週木曜日 午前9時30分～11時30分 (実施場所) 人権文化センター</p>

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	内 容
にほんごよみかき教室	<p>日本語を学ぶ場だけでなく、地域での出会い、コミュニケーションの場として国際交流協会が実施。 (実施日)</p> <p>① 月・水・木・金曜日 午前10時～11時30分 ② 火曜日 午後7時～8時30分 (実施場所) 国際交流協会・中央公民館 ※火・水曜日は中央公民館と共同で運営。</p>
語学講座	<p>外国人市民を講師に語学教室を開催。 (実施言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語</p>

## 成果と課題

- にほんごよみかき教室は、日本語学習機会の確保に加え、学習者にとってさまざまな出会いや相談の場となり、地域での孤立を防ぐ居場所としても機能している。しかしその一方で、教室の周知が課題となっている。
- にほんごよみかき教室や識字学級におけるスタッフの確保、質の向上の観点からも、謝金の充実や教材研究、研修に関する奨励金等の仕組みが必要であり、現状のままでは、将来的に教室の維持が難しくなってくることが予想される。
- 特に、にほんごよみかき教室の火曜日夜の部は、ベトナムやミャンマー出身の学習者が増加の傾向にある。日中働いている学習者が多数参加しており、スタッフが不足している。
- 日本語教育推進法において、日本語教育に関する国・自治体の責務とともに、技能実習生や外国人労働者を受け入れている事業所の責務についても定められた。今後、にほんごよみかき教室が担っている、外国人労働者等への学習機会提供という役割に関しては、受入事業所による費用負担の仕組みづくりについても検討が必要である。
- 語学講座では、講師を務める外国人市民と受講者との交流により多文化の理解が深まっている。また、外国人市民にとっては活躍・エンパワメントの場になっており、受講者にとっては地域における一つの居場所になっている。
- 外国人市民にとっては、日本語学習とともに、日本社会に関する学習、特に税、保険、年金等の制度について学ぶ機会が必要である。

### 今後の取組み

- にほんごよみかき教室については、今後も国際交流協会と連携を図りながら実施していく。また、教室を今後とも維持していくための仕組みを検討する。
- 日本語学習だけでなく、日本社会に関する学習の支援に努める。
- 日本社会に関する学習の支援にあたっては、支援者が日本の税制や社会保障制度について学びなおし、スキルアップできる機会を設けていく。
- 語学講座の受講を通じて高い語学力を身につけた学習者が、次の段階として、そのスキルを生かして活躍できるよう努めていく。

## (2) 生活支援

居住、教育など、生活には、家族構成やライフステージ等によってさまざまな側面がある。そのため、これらにかかわる制度を利用し、安心して生活することができるよう、支援していく。

### (2) - ① 居住

#### ○ 現在実施している取組み等

(実施主体：大阪府)

実施している取組み等	内 容
大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度	大阪府及び府内市町村と連携し、高齢者、障がい者、外国人市民、子育て世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅や、あんぜん・あんしん賃貸住宅を斡旋する宅建業者等に関する情報提供を行い、民間賃貸住宅への入居のサポートを実施。

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
市営住宅の入居	国籍による入居条件はなく、入居の際や入居後の生活に関する相談にも対応。

## 成果と課題

- 全国的な問題として、外国人住民に対する入居差別の深刻さは法務省の調査<sup>16</sup>でも指摘されている。加えて、日本の賃貸住宅における契約内容の理解が原因で、住居を探す際に困難な状況がみられる。
- 民間賃貸住宅業者や物件所有者に対しても啓発を進める必要がある。

### 今後の取組み

- 大阪府の「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」の周知や活用を図っていく。
- 今後も関係機関と連携を図り、相談窓口の充実とあわせ、民間賃貸住宅業者や物件所有者等に対しても啓発を進めていく。

<sup>16</sup> 「外国人住民調査」。2016（平成28）年度に、日本に居住する外国人を対象とし、差別や偏見を感じた経験や、国の施策などにどのように感じているか等、外国人をめぐる人権状況を把握することを目的に法務省が実施（委託先：公益財団法人 人権教育啓発推進センター）。

(2) - ② 教育

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
多文化共生ネット (富田林市多文化教育地域 連絡会議)	海外につながりのある子どもたちや保護者を応援する ネットワークで、教育委員会を中心に、学校関係者、市人 権教育研究会、教育サポーター、国際交流協会などから構 成。
母語教室	日本語の学習に加え、母語学習、自国の文化にも触れ自 分のルーツに誇りをもつ機会として母語教室を実施。 (現在実施している言語) 中国語、アラビア語、タガログ語、ベトナム語
通訳配置	子どもや保護者と教員との意思疎通を円滑にするため、 懇談会や授業参観等で通訳配置を実施。 (現在実施している言語) 中国語、ベトナム語、タガログ語、アラビア語、ツィー語
日本語指導員派遣	支援対象の児童生徒が学校生活を安心して過ごせるよ う、日本語指導員を派遣し、学習支援と母語保障を実施。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組み等	内 容
子どもたちとの多文化共生 事業	海外につながりのある子どもたちのエンパワメントと 仲間づくりを支援。 民族学博物館バスツアー、子どもモザイク泊キャン プ、クリスマス会、春節祭などの交流活動を実施。
帰国・渡日児童生徒学校生活 サポート事業	海外につながりのある子どもたちが一緒に勉強する中 で、自分の国の文化に誇りをもつことを目的としたサマー スクールを実施。また、外国人市民が進路選択に関する理 解を深める機会として、南河内地域の教育委員会・学校関 係者が協力して多言語進路ガイダンスを開催。

### 成果と課題

- 多文化共生ネットでは、課題や情報を共有する場を設けることにより、さまざまな角度から子どもや保護者の不安や悩みを把握し、支援につなげている。
- 対象児童生徒の増加や散在化、年度途中の急な編入への対応など、学校における日本語指導員の適切な配置が求められている。
- 子どもたちとの多文化共生事業では、国際交流協会が学校・多文化共生ネット・民間グループ等と連携し、年間を通じた行事を実施することにより、子どもたちの仲間づくりが促されている。一方で、高校生以上の若者が集うプログラムがなく、中学校卒業後はつながりが乏しい。
- サマースクールは国際交流協会と市教育委員会・学校との連携により実施している。多言語進路ガイダンスは国際交流協会と南河内地域の市町村教育委員会との連携・協働により、継続して実施できている。また、国際交流協会が参画していることにより、学校だけでなく地域にも周知できる効果がある。
- サマースクールには毎年、市の新任教員も参加しており、多文化共生に関する研修としての位置付けをあわせ持っている。
- 2010（平成22）年度に作成した冊子『多文化な学校へ ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷー 外国にルーツを持つ・日本語指導に配慮が必要な児童生徒・保護者と一緒に歩む学校づくりへ』を現場教職員の手引書として研修等で活用してきた。しかし、この間の社会情勢の変化を踏まえ、同冊子の改訂を検討する必要がある。
- 2008（平成20）年に策定された富田林市教育委員会「在日外国人教育の指導に関する指針」を踏まえ、今後ともその方向性を維持しつつ、本市の現状に即して取組んでいく必要がある。

### 今後の取組み

- 多文化共生を実現するためには、学校教育において共生の意義を伝え、すべての児童・生徒に多様な文化をもった人々とともに生きていくための態度や技能を身につける機会を多く設け、あらゆる偏見や差別の不当性についての認識を深める指導を行う。
- 多文化共生ネットは、関係機関が連携して子どもの教育環境を改善していくうえで非常に有効だと思われる。そのため、この取組みについては、今後も継続するとともに、学校現場で起こるさまざまな問題に迅速で有効な対応ができるようにする。
- 母語教育は国際的に認められた人権のひとつである。また、母語能力は、日本語習得に比例的に影響するほか、本人のアイデンティティの確立、家庭での円滑なコミュニケーションにとっても不可欠である。学校では、これらの子どもたちの母語を尊重することを原則として取組みを進める。
- 学校への通訳配置について、特に転入初期の段階で非常に有効であり、教育委員会・学校・担任・通訳者の緊密な連携が得られるよう努める。また、児童生徒が海外から直接編入するケースが増加しているため、急な編入や稀少言語に対応できるような通訳配置の充実に努める。
- 国際交流協会の実施する子どもたちとの多文化共生事業については、子どものエンパワメントの場として非常に有効に機能している。地域住民やさまざまな団体が協力することにより、リラックスした雰囲気とスタッフの熱気があふれており、今後も継続した取組みができるよう支援する。また、今後も、より多くの海外につながるのがある子どもたちの参加を促すため、学校等と連携する。さらに、高校生以上の若者たちが集えるような場を設けることができないか、検討する。
- 帰国・渡日児童生徒サポート事業は、市教育委員会・学校との連携が図られているが、より多くの子どもが参加するように今後とも連携していく。進路選択時における多言語進路ガイダンス事業は、海外につながるのがある子どもたちだけでなく、保護者にとっても重要であり、今後も継続できるよう支援する。

(2) - ③ 生活基盤

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
中国残留邦人等支援相談員 配置事業 (※委託)	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、対象者の地域への定着、安定した生活を実現するために支援相談員を配置。
相談支援	転入の際に、転入手続案内のチラシを配布し、各課で手続きの説明や生活相談等を実施。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組み等	内 容
相談支援事業	適時生活相談等を実施。日本語以外にも、中国語、タイ語での相談に対応している。 ① 中国語対応 (月～金) 午前9時～午後2時 ② タイ語対応 (月・木) 午前9時～午後2時
中国残留邦人等支援事業	相談日を設定し受入体制を整えるとともに、依頼に基づき、通訳派遣を実施。

## 成果と課題

- 中国残留邦人等支援相談員配置事業において、対象者に対する効果的な支援を行うためには、対象者・市の双方にとって、語学に堪能で専門的知識を持つ支援相談員が必要である。
- 転入時に各課で必要な手続きの案内をすることにより、外国人市民が安心して生活できるようになっている。
- 相談支援では、中国語・タイ語については、国際交流協会に対応しており、特に中国語の相談件数が多い。日常生活上の困りごとに関する相談がほとんどだが、中には協会での対応が難しい案件もある。
- 外国人市民にとって、困りごとがあっても、市役所に行くことはハードルが高い場合も多い。相談窓口の充実とともに、気軽に悩みを話し合うことのできる交流の場や機会が必要である。

### 今後の取組み

- 中国残留邦人等支援相談員配置事業及び中国残留邦人等支援事業は、引き続き国の制度を活用して実施する。
- 外国人市民に対する相談支援については、今後も転入者の国籍等の変化を注視のうえ、柔軟な対応をめざす。
- 労働相談や法律相談等、それぞれの相談内容の性質を踏まえ、今後も、適切な関係機関につなぎ、連携するとともに、相談対応についてスキルアップを図る。
- 国の動向を見据え、多文化共生総合相談ワンストップセンターとの連携のあり方を研究する。

(2) -④ 労働環境

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
地域就労支援事業	就労の支援や情報提供等、さまざまな就労に関する相談窓口を開設しており、関係機関・関係各課と連携を図り、対応している。

成果と課題

- 事業者からの聞き取りでは、外国人労働者の受け入れが地域の生き残り戦略を支える重要な要素の一つであることがあらためて認識されたが、技能実習制度の使いにくさや費用等の負担、住居の確保、宗教や文化、生活習慣の違い等に苦慮している状況もうかがえた。
- 厚生労働省の発表<sup>17)</sup>によると、全国の技能実習生を受け入れている事業所のうち、労働局や労働基準監督署が2018(平成30)年に監督指導を行った事業所の約7割で労働基準関係法令違反があった。全国で外国人労働者・技能実習生への人権侵害が起こっている状況があることを踏まえ、本市においてこれを未然に防ぎ、同様の事態が起こった場合の対応について検討する必要がある。
- 労働者として来日した外国人市民も、当然ながら仕事外の時間は地域住民として生活している。仕事外の時間のサポートや、地域住民としての生活のサポートが必要になっている。
- 国際交流協会で実施しているインターン制度を、就労支援の観点からも他の事業所でも実施することができないか、検討が必要である。

今後の取組み

- 本市においても、企業等が多くの技能実習生・研修生の受け入れを行っているが、事業者や労働者に必要な支援が届くよう、現状把握に努める。
- ハローワークなどの他機関と継続して連携しながら、外国人市民も対象とした就労支援を充実していく。

<sup>17)</sup> 2019年(令和元年)8月発表。主な違反事項は、労働時間、使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準、割増賃金の不払いの順に多い。

(2) - ⑤ 福祉・医療・子育て

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
保育所入所	文書翻訳や通訳派遣を活用し、外国人市民を受け入れ。
救急現場における多言語音声翻訳アプリの導入	救急現場において外国人傷病者との円滑なコミュニケーションを図るため、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を導入し、活用。
救急多言語対応訓練の実施	国際交流協会および日本語学校による協力のもと、多言語対応の訓練を実施。救急隊および傷病者が互いの負担軽減かつ円滑で確実な情報聴取を行うためには何が有効的なのか、救急現場で現在使用している翻訳アプリや今後導入する問診アプリ、また問診シートなどを比較検討し、今後の救急活動に活かす。また、緊急通報の方法や通報時の指令員の対応訓練もあわせて実施。
生活保護制度	「生活保護法」に準じ、生活に困窮するすべての人に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行う制度。
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人（生活保護受給中の人を除く）に対して、包括的な支援を行うことで自立を促進。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組み等	内 容
通訳・翻訳サポート事業による対応	医療機関等への通訳者派遣。問診票等の翻訳。

### 成果と課題

- 全国的な傾向として、外国人住民の増加や高齢化により、ライフステージが多様化し、妊娠・出産や子育て、医療機関での受診など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えている。本市においても、通訳・翻訳サポート事業の中で医療機関・保健師相談等の依頼件数は多く、外国人市民からの需要がある。医療機関への通訳派遣の際の費用負担が課題である。
- 日本語を母語としない外国人市民にとって、特に福祉・医療・子育ての分野において、通訳はなくてはならないものである。また、外国人市民の対応をする関係機関にとっても、通訳者の存在により、重要な説明や聞き取りを正確に行うことができる。
- 通訳・翻訳サポート事業による通訳ボランティアの派遣は、急病などの緊急時に即対応することは難しい。また、医療現場でのトラブルが起きた場合の責任の所在、対応のあり方など、検討課題が多い。
- 本章に掲載している事業以外にも、市民が国籍にかかわらず利用することができる制度は多いが、外国人市民にその情報が届いているか、あるいは利用しやすいかという点で課題もある。そのため、市窓口業務案内多言語版等を活用した制度の周知や、各窓口の職員に対する意識啓発等が必要である。
- 保健師からの聞き取りによると、日本語が十分できないために地域から孤立している外国人市民がいる。今後、そのような人を支援していくには、関係課による情報共有と連携が必要である。

### 今後の取組み

- 福祉・医療・子育てに関するさまざまな制度は、外国人市民にも保障されているが、その制度の存在・内容の詳細を知らない、あるいは手続きの煩雑さゆえ制度を利用することが困難な場合がある。そのため、外国人市民を対象とする制度の周知や、職員を対象とする意識啓発に努める。
- 福祉・医療・子育てに関する通訳依頼は増加傾向にあり、今後も通訳・翻訳サポート事業による対応を続けるとともに、多言語対応が可能な医療機関等の把握と情報提供に努める。
- 外国人市民が地域から孤立せず、適切な福祉・医療を利用することができるように、福祉および医療関係者等が、言語や生活習慣・文化の違いを理解し、人権の実現を図る立場から、子どもから高齢者まで、さまざまな世代の外国人市民を支援していくことは極めて重要である。そのため、さまざまな機会を通じて、コミュニティソーシャルワーカー等との連携を図るとともに、多文化共生に関する研修等を実施し、民生委員・児童委員等の福祉関係者と地域課題の共有を図る。
- 保育の必要な外国人市民に対しては、市窓口業務案内多言語版等を活用し、入所等に関する情報提供を行う。また、その文化的背景に十分配慮した対応を行う。
- 外国人市民が医療機関にかかる場合に必要な医療通訳には、特殊な知識や技能が必要とされるため、その人材の確保や、通訳者のスキルアップに努めていく。また、医療機関の側にも、外国人市民が来院することを前提とした通訳の配置や問診票の備え付けなどを働きかける。

(2) - ⑥ 防災

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
富田林市防災計画	外国人市民を災害時要配慮者の視点で捉え、広報体制の整備充実や防災知識の普及・啓発を実施。
ハザードマップの作成	洪水・土砂災害の知識・情報や緊急避難所を掲載したハザードマップの多言語版を作成。 (対応言語) 英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語
避難所標識の更新	市内指定避難所の標識を更新する際に、日本語以外にも、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、やさしい日本語で表記。
電柱広告への避難所誘導表示掲載	電柱を利用した企業広告の一部に避難所誘導表示を行い、日本語以外にも、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語で表記。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組み等	内 容
外国人市民向け防災訓練	外国人市民を対象とした防災訓練等を通じて、災害や防災対策に関する意識啓発を通訳付きで実施。

### 成果と課題

- 防災や災害に関する情報提供については、市ウェブサイトが多言語対応しているが、それ以外はほぼ多言語対応できていない。
- 特に来日間もない外国人市民は、災害時に開設される避難所の存在を知らない、あるいは避難所となる学校等の場所を把握していないといった場合も少なくないことが予想されることから、日頃の啓発や、避難所の場所を示す標識・ハザードマップ等の役割は大きい。
- 外国人市民向け防災訓練は、国際交流協会が主体となって開催し、災害に関する知識や避難行動等について外国人市民が学ぶ機会になっているが、避難所運営等については市や地域との連携が必要となっている。
- いわゆる「災害時多言語支援センター」の設置は、人材の確保や体制づくりに課題があり、実現できていない。

#### 今後の取組み

- 市防災計画の策定・実施においては、外国人市民が抱える課題を踏まえ、広報体制、情報発信の多言語対応について、検討する。
- 今後も引き続き、多言語版ハザードマップを作成、更新していく。
- 災害時に外国人市民自身が避難行動を取り、次の段階として避難所で支援する側になれるように、地域と一緒に訓練を実施する必要がある。外国人市民向け防災訓練への地域の日本人市民の参加、あるいは地域の防災訓練への外国人市民の参加を促し、互いに顔の見える関係づくりに努める。
- 「災害時多言語支援センター」またはそれに代わる体制について、人材確保に向けた取組みを実施するなど、本市において実現するための方策を関係機関で検討していく。

### (3) 多文化共生の地域づくり

前述の(1)コミュニケーション支援、(2)生活支援を地域において円滑に展開し、外国人市民が安心して住み続けられるまちを実現するためには、地域住民全体による、SDGsが前提とする文化的多様性の尊重や多文化共生に関する理解が極めて重要である。

また、外国人市民が地域社会の一員として参画する仕組みを整備し、活躍できる環境づくりを進めていく。

#### (3) - ① 地域社会に対する意識啓発

##### ○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
人権セミナー事業	職員や市民を対象とし、人権や多文化共生等をテーマとして国際交流協会と共催で実施。
人権啓発冊子の作成	外国人に対する偏見や差別、ヘイトスピーチなどさまざまな人権問題の解決を図ることを目的に作成。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組等	内 容
交流活動	「たぶんか交流会」の実施や「とんだばやし人権フェア」への参画のほか、「市民公益活動わくわく広場 in とんだばやし」「かがりの郷祭り」に参加。
セミナー事業	多文化いどばたカフェ、在日外国人教育セミナー、人権セミナー（人権文化センターと共催）など、多文化理解の教育や、人権について考えるセミナーを実施。
国際理解教育事業	学校や他機関・団体に対して国際理解・多文化共生教育に協力。主に市内小・中学校からの依頼を受け、講師を派遣。
情報誌発行	「とんばの風 多文化共生をめざして」を毎月発行。イベント案内や協会からの情報、海外からの滞在レポートを掲載。

## 成果と課題

- 人権セミナー事業は、職員と市民が人権や多文化共生等についてともに学び、理解を深める機会になっている。
- 国際交流協会で定期的に開催している交流会は、外国人市民にとって地域における居場所の一つになっている。また、各種イベントに参画・参加することによって、地域とのつながりや他団体との情報交換、ネットワークの強化につながっている。
- 多文化いどばたカフェは国際交流協会の周知にもつながっており、在日外国人教育セミナーは参加者の課題意識や要望をもとに多文化理解の教育や人権尊重の学級経営、学校づくりについて考える機会となっている。
- 国際理解教育事業は、地域の外国人市民が講師を務めている。しかしながら、人材の確保やそのコーディネート機能など、体制の強化が必要である。
- SDGs が前提とする文化的多様性の尊重や多文化共生に関する地域住民の理解を促進していくうえで、今後、教育機関との連携<sup>18</sup>がますます求められる。
- 国際交流協会の情報誌は、協会の活動内容に加え、多文化理解や時事情報も掲載し、協会の情報発信ツールとしてだけでなく、貴重な啓発媒体となっている。
- 外国人市民が地域住民の一員として、地域コミュニティ、町会・自治会の中にもどのように参加していくのが課題であり、外国人市民と日本人市民が相互に交流できる場や機会をつくる必要がある。
- 「富田林市人権に関する市民意識調査」(2017(平成29)年実施)では、住宅を選ぶ際に重視する立地条件として、外国籍住民を避けるといった忌避意識や偏見がみられた。

### 今後の取組み

- セミナー事業は今後も継続的に開催し、多文化共生の意義やその取組みへの理解を促す。
- 国際交流協会に関するチラシを作成・配布し、協会活動の周知を図る。
- ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえ、教育機関と連携しながら、外国文化の紹介だけでなく、外国人市民が地域社会でどのように暮らしているかなどの理解を通じて、市民の多文化共生意識の醸成を図る。
- 人権啓発冊子の作成及び国際交流協会情報誌の発行を継続して情報発信を行い、人権の尊重を基本とした意識啓発を図る。

<sup>18</sup> 国はSDGs実施指針改定版において、「持続可能な社会の創り手」の育成をめざした学習指導要領改訂も受け、SDGsの推進にあたっては教育機関の役割が極めて重要であるとの期待を示し、社会教育関連機関も含め、SDGsに資するように多様な文化とつながりながら学習できる環境づくりを促進するとしている。

(3) - ② 外国人市民の自立と社会参画

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
委員会・審議会等における外国人市民の登用	市で設置する委員会・審議会等の委員として、外国人市民を登用。
市職員採用試験	受験資格において国籍に関する条項を撤廃。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組み等	内 容
インターン制度	外国人市民が社会参加できるよう、国際交流協会においてインターン制度を実施。

成果と課題

- 多文化共生のまちづくりを推進するには、地域社会の一員である外国人市民の参画は不可欠である。また、行政運営においても、積極的に外国人市民の登用を図る必要がある。さらに、NPO や町会・自治会等の市民活動団体や企業などにおいても、外国人市民を積極的に起用することが必要である。
- 国の政策動向との整合性を図るとともに、外国人市民がまちづくりに参画できるよう、「外国人市民会議」（仮称）を設置する必要がある。
- インターン制度は外国人市民にとって、地域社会とつながりができるだけだけでなく、日本語スキルの向上や、自身のエンパワメントの場ともなっている。
- 地域イベント、サークル活動などの情報を提供し、外国人市民が地域活動に参加しやすい環境をつくる必要がある。
- 国籍条項により、外国人市民の社会参画が阻まれている現状がある。

今後の取組み

- 市で設置する委員会・審議会の委員選出にあたっては、積極的に外国人市民の登用を図る。
- 地域の企業、NPO、町会等において、外国人市民が活躍できる機会を増やす。
- 外国人市民がまちづくりに参画できるよう、「外国人市民会議」（仮称）を設置する。
- インターン制度を今後も継続し、個人の能力向上や人材育成につなげる。
- 外国人市民が地域活動に参加しやすいよう、イベント、サークル活動などの情報を提供し、地域との交流を促進する。
- 本市において住民投票が行われる場合、外国籍市民も対象とした住民投票条例の制定を検討する。

**(4) 国際交流・国際協力**

国際交流・国際協力を通じて多文化共生についての理解を深めていく。

**・市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上**

○ **現在実施している取組み等**

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
姉妹都市・友好都市交流	姉妹都市である米国ペンシルバニア州ベスレヘム市及び友好協力関係都市である中国四川省彭州市との交流。
その他の都市との交流	韓国全羅北道益山市と文化財・伝統芸能等を通じて交流。その他、海外からの視察訪問団との意見交換。

(実施主体：各団体)

実施している団体	内 容
富田林・ベスレヘム姉妹都市協会	姉妹都市である米国ペンシルバニア州ベスレヘム市との間で、学生の相互交換、ホームステイ、英語弁論大会、文化交流などを実施。
大阪大谷大学	米国ペンシルバニア州ベスレヘム市モラビアン大学をはじめとする多数の海外の大学と連携・交流を実施。
国際交流協会	アルミ缶・プルトップなどの資源の回収による開発途上国における予防接種事業の支援を実施。
その他	市内の学校やさまざまな団体が、国際交流・国際協力を実施。

**成果と課題**

- 国際交流・国際協力の取組みが、さまざまな団体で行われているが、今後とも地域において多文化共生の理解を深めていくためには、継続して実施していく必要がある。

**今後の取組み**

- 市民の国際感覚の醸成と多文化理解の向上を図るため、国際交流・国際協力が双方向的なものとして継続して行われるよう努める。

**(5) 地域における多文化共生推進体制の強化**

今後の多文化共生施策を推進するにあたり、庁内だけでなく国際交流協会などの関係団体と連携・協働を進めながら、その推進体制の強化を図っていく。

**(5) - ① 庁内の連携**

○ **現在実施している取組み等**

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
多文化共生推進連絡会議	庁内の関係各課で構成し、情報共有や研修を実施。
多文化共生をテーマとした職員研修の実施	多文化共生に関する職員の意識啓発を目的に実施。

**成果と課題**

- 多様化する外国人市民のニーズや課題に対応するために、当事者の声を直接聞き取り、現状を把握する機会が必要である。
- 多文化共生推進連絡会議においては、関係者間の情報共有や研修を実施してきたが、2017（平成 29）年度以降開催されていない。
- 多文化共生をテーマとした職員研修は、受講者アンケートでも高い満足度を得ており、職員が多文化共生について考え、業務に活かせるものとなっている。

**今後の取組み**

- 「外国人市民会議」（仮称）を設置し、外国人市民の声を聴き、多様化するニーズや課題の把握に努め、今後のまちづくりに活かしていく。
- 外国人市民に限らず、すべての市民にとって住みやすいユニバーサルデザインに基づくまちづくりを推進する観点からも、今後とも多文化共生や、やさしい日本語をテーマとした職員研修を実施し、職員の能力や窓口対応の質の向上に努める。
- 関係課で構成する「多文化共生推進連絡会議」の機能を見直し、本指針の具体化や実践に向けた調整や進捗状況の把握など情報共有を図っていく。

(5) -② 地域における各主体の連携・協働

○ 現在実施している取組み等

(実施主体：富田林市)

実施している取組み等	内 容
国際交流協会への補助金交付	多文化共生のまちづくりを推進するにあたり、とんだばやし国際交流協会へ補助金を交付。

(実施主体：国際交流協会)

実施している取組み等	内 容
幅広い関係者による国際交流協会運営への参画	外国人市民、学校関係者、社会福祉協議会、富田林病院、市民活動団体等が国際交流協会の理事として参画。
国際交流協会ネットワーク事業	府内の国際交流協会（6 団体）と自治体（4 団体）が連携・協働して研修会や情報交換を実施。
国際理解教育事業	学校や他機関・団体が実施する国際理解教育・研修に協力。主に市内小・中学校からの依頼を受け、講師を派遣。
南河内ブロックよみかき交流会	南河内地域で実施されている日本語教室の交流会。

成果と課題

- 国際交流協会は、本市が多文化共生のまちづくりを推進するうえで必要不可欠のパートナーであり、国際交流協会と連携することで「にほんごよみかき教室」の充実、外国人市民の人材育成、さらに日常生活での通訳派遣の実施など、本市における多文化共生施策の推進が図られている。しかし、「誰一人取り残さない」多文化共生の地域社会づくりが重要性を増す中、今後もその連携を継続・発展させていくためには、運営面・財政面で課題がある。
- 国際交流協会には、多文化共生を積極的に進めることができる資質をもった人材が不可欠である。今後とも、協会の活動を継続していくには、人材の確保と育成が必要である。
- 地域の生活者としての外国人市民を支援するため、国際交流協会や町会・自治会、事業者の連携・協働を推進する必要がある。
- 国際交流協会ネットワーク事業は長年行われており、情報共有や他団体との連携が十分図られている。

#### 今後の取組み

- 国際交流協会が本市のパートナーとしてこれまで多文化共生施策の推進に果たしてきた役割を積極的に評価し、今後も地域の多文化共生の中心的な担い手として連携を強化していく。
- 今後、多文化共生のまちづくりを進めていくうえで、地域や学校園、大学等の研究・教育機関、外国人労働者を受け入れている事業者等との連携を図る。
- 今後は、市として国際交流協会と事業者や町会・自治会、その他の関係者間の新たな連携を支援していく。
- 多文化共生施策の推進にあたっては、国や府と役割分担をしながら進めるとともに、大阪府国際交流財団（OFIX）や他市町村とも情報交換や連携を図る。

## 4-2. 施策の評価・検証

多文化共生施策の推進にあたっては、今後の社会情勢の変化や新たな課題にも適切に対応していかなければならない。そのため、本指針に基づいて取組む施策の進捗管理を行う。その際、SDGsの「実施のための主要原則」等を踏まえ、参画型で透明性の高いPDCAサイクルを構築し、絶えず見直しや改善等を行うことで、効率的かつ効果的な施策の実施に努める。

また、多文化共生施策を総合的に進めるための庁内組織として「多文化共生推進連絡会議」の機能を見直すとともに、本指針に基づいて取組む施策の評価・検証等を行う機関として「多文化共生推進委員会」を活用する。さらに、外国人市民も地域社会の一員としてまちづくりに参画できる機会として「外国人市民会議」（仮称）を新たに設置する。

### ① 「多文化共生推進連絡会議」

多文化共生施策を総合的に進めるための庁内組織として、本指針の具体化や実践に向けた調整、実施状況の把握など情報共有を図る。

### ② 「多文化共生推進委員会」

本市における多文化共生施策の基本的な方向性やあり方を示すとともに、多様化するニーズや課題の把握に努め、本指針に記載されている多文化共生施策の進捗の評価・検証等を第三者的に行う。

### ③ 「外国人市民会議」（仮称）

外国人市民も地域社会の一員として、さまざまな場面でまちづくりに参加することが求められている。そのため、国の「SDGs実施指針」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、まちづくり等に関する外国人市民の声を聴き、「多文化共生推進委員会」における議論に生かすことを目的に新たに設置する。

### 4-3. 施策の推進に向けて

市や国際交流協会をはじめ、市民や地域コミュニティ、学校園、事業者等は、本指針に基づき、それぞれが施策の実施主体としてその特性を生かし、役割を果たしながら、多文化共生社会の実現に向けて取り組む。

#### ① 市

多文化共生社会の実現は自治体の責務であるとの認識に基づき、本市における多文化共生のまちづくりを総合的に推進する。また、「多文化共生推進連絡会議」や「多文化共生推進委員会」の活用、「外国人市民会議」（仮称）の設置により、本指針に基づく施策の進捗状況管理及び評価・検証を行っていく。

#### ② 国際交流協会

国際交流協会の活動や果たしてきた役割を十分踏まえ、今後とも市と連携・協働を図りながら、地域に根差した多文化共生のまちづくりを推進していく。

#### ③ 市民や地域コミュニティ、学校園、事業者、関係機関・団体等

多文化共生施策の推進にあたっては、市民や町会・自治会等の地域コミュニティ、国際交流や外国人支援の活動を行う市民団体、学校園、事業者、関係機関等も実施主体としてそれぞれの立場や特長を生かし、役割分担をしながら、協働して取り組んでいく。



## おわりに

本文にもあるように、富田林市は、2009年、「多文化共生推進指針」を策定しました。私自身、策定のための委員会の委員長としてかかわりましたが、幸いなことに、多文化共生に関する会合等で出会う府内の方々からは本市の指針を高く評価する声かけを複数回いただきました。評価の理由は、外国人市民の非集住地域であるにもかかわらず、全国的に見ても早い時期に指針を策定したこと、そこには歴史に対する理解をきちんと書きこんであること、人権を基盤としていること等にあるようでした。

それから、約10年が経過し、この度、その指針を改定することになり、再び策定にかかわることになりました。委員会ではさまざまな観点から議論が行われ、それらすべてをここに要約することは困難ですが、委員長として常に意識していたことは、以下の3点でした。

- ① 歴史的な認識および人権の重要性にもとづき、上述したような、本市の「先進性」を維持する
- ② 外国人労働者の増加、ヘイトスピーチに対する法律・条例上の対応、入管法改定と法務省のいわゆる「総合的対応策」の策定、SDGsの採択と政府実施指針の策定等、前指針策定時から現在までのあいだにあった動きに対応する
- ③ 少子高齢化や人口減少、市民公益活動にかかわる人たちの世代交代等、本市の現状と今後を踏まえ、これからの10年に耐えうる指針にする

とくに、SDGsについて付言すれば、本市では、2019年7月、「富田林版SDGs取組方針」が策定され、SDGsの理念を広げ、市政に活かし、SDGsをきっかけにして人々をつなげるという方針が明らかにされました。SDGsは、まさに、文化的多様性を前提にし、人権を基盤とした取組こそが課題の持続可能な解決につながるとの認識にもとづいてつくられた世界の目標であり、地域での実践にどうつなげていくのか、各地で試行錯誤がなされています。

本市の多文化共生推進指針改定にあたって、SDGsの実施5原則に則り、外国人市民や企業関係者の方々にも複数回の聞き取りを行いました。また、策定後も、外国人市民会議（仮称）が設置され、外国人市民の声を指針の効果的な実施に活かされることになっています。

策定の過程においては、聞き取りにていねいに応じていただいた数多くの関係者の皆様、当初、予定されていなかった情報交換会を含め、毎回、真摯に議論に参加された委員の皆様、多大な時間をかけて準備をし、フォローアップを行われた事務局の皆様に厚くお礼を申し上げます。テッサ・モーリス-スズキという研究者がいますが、彼女は「うわべの多文化主義 cosmetic multiculturalism」ということばで、「多文化共生」の本質が消費・無化される日本の傾向を指摘しています。本市の関係者の皆様におかれては、SDGs 本文や「富田林版 SDGs 取組方針」にあるように、まさにパートナーシップを大事にしながら、真に「誰一人取り残さない」多文化共生の取組が実現するよう、一層の取組を期待します。

富田林市多文化共生推進委員会 委員長 岡島克樹  
(大阪大谷大学人間社会学部教授)



外国人市民からのメッセージ

「10年後の富田林に望むこと」

10年後の富田林!

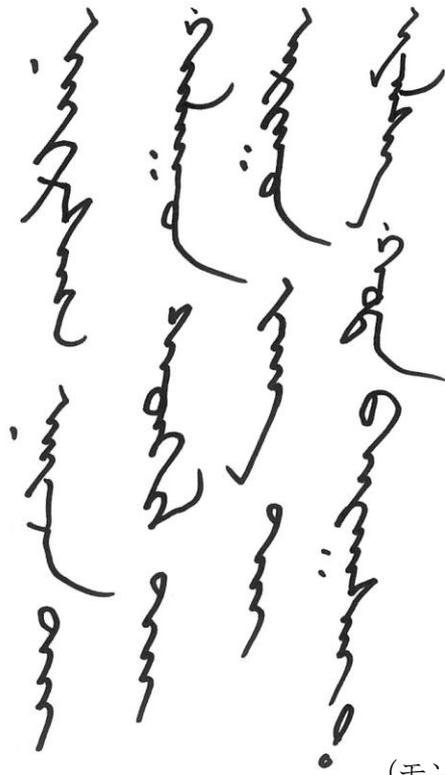
อยากให้เห็น จังหวัดอันรักกันมากมายมาก  
อยากเห็นนักท่องเที่ยวคนใหม่ๆ ใจดีมาเที่ยว  
มากมายมาก = 70 ล้านคน.  
(タイ語)

富田林がよぎやかになってほしい。日本人観光客だけでなく、  
外国人の観光客も増えてほしい。「富田林」という名前世界の  
市民も知ってほしい。

After 10 year's here in,  
Tondabayashi, I wish to  
support to and all the  
foreigner's and maybe  
someday is one of the best dream's  
famous city. "All for one & one for  
all"  
"Good Luck"  
(英語)

(日本語訳)

10年後の、私たちが住むこのまち、富田林市について  
私は、外国人市民の方々の暮らしを手助けしていきたいです。  
そしてこのまちが、日本の中でも名高い、素晴らしいまちの一つだと  
呼ばれるようになってほしいです。  
みんなは一人のために、一人はみんなのために。  
「みんなに、幸あれ」



(モンゴル語)

(日本語訳)

優しい友に  
暖かい心の  
きれいな習慣を持つ  
仲良しの町であってほしい

青山 緑水 富民 欢  
农丰 子成 田间 声  
花香 鸟鸣 林中 笑  
邻家 路客 人人 语

青山 緑水 富民 歡  
農豐 子成 田間 聲  
花香 鳥鳴 林中 笑  
隣家 路客 人人 語

(中国語)

(日本語訳)

青々しい山と川、  
作物と若者は豊かに育つ。  
香りの漂う花、  
合唱する鳥が山林ににぎわう。  
隣どうし、お客さんも、誰もが  
和やかな富田林で談笑する。

外国人がなじみやすい場づくり  
日本人の当たり前を旧を紹介できる  
交流会や生活 ~~の~~ 仕事上 誤解  
を ~~非~~ 招かない習慣作りを教えら  
れる場所であってほしいです。

10年後の富田林！  
今ほどに前向きに変わっていった  
富田林市ですが、期待をし、  
希望が尽きる、楽しみにしている  
町でいて欲しいです。

寺内町をもっと活かして、  
石川、田んぼ、竹林などの  
自然を大切に、~~また~~  
綺麗にもって欲しいです。  
人とのコミュニケーションも大事に  
して、子ども、外国人、障害者、  
年配の方に対して優しい  
富田林の温かいココロを  
世界中に伝えたいです。

Toudabagashi in 10 Jahren  
Toudabagashi befindet sich bereits  
im Wandel der Zeit. Ich wünsche  
mir dass es sich weit verändert.  
Unsere Tempelstadt sollte brühnke  
werden, der Ichi-Fluss sauber,  
auch die Reisfelder und ~~Bambus~~<sup>Bambus</sup>  
Wälder. Weiterhin wünsche ich mir  
dass die wunderschöne Natur  
erhalten bleibt und die Verbindung  
Kommunikation unter den Menschen  
(seien es Kinder, Ausländer, ältere  
Leute oder Behinderte) so warm-  
herzig bleibt wie sie zur Zeit  
ist. Dass Toudabagashi echt toll  
ist, möchte ich der ganzen Welt  
mitteilen. (ドイツ語)

10年後の富田林.

地域の方(日本の方)と外国人が仲良く暮せる町  
お互い支え合える地域になってほしい。

- 日本人と外国人のコミュニケーションをとりやすい場所。  
機会を作り、地域のイベント、まつりなどに外国の方も参加し  
やすいように。

10 ปีข้างหน้าฉันอยากเห็นชุมชนที่  
- ทุกคนดีต่อกัน ทุกอย่างดีอยู่ใกล้ๆ มีชีวิต  
ประจำวันที่ดีขึ้นกว่าเดิมกับคนต่าง  
ชาติ

- อยากเห็นสิ่งที่ชุมชน มาเลเซีย มีคนมากที่  
- เมื่ออีก 10 ปีข้างหน้า ฉันอยาก  
เห็นชุมชน

(タイ語)

訳:

- 現在私の生活のことでもいい環境です。  
日常生活に言葉の問題がある。
- 10年後は、日本語教室が今より増えたい。  
10年後はきっと今より選べるでしょう。

ජුනේන් ගෙව වනා ජනනා වෙත  
ජූනේන් හොඳ කියා වෙ පුතනා  
කරේ, කොතනකුණිති චිත්තිය  
ලේඛ

වෙ චිත්තියේ අවුරුදු 10 කව පවසේ  
තරන අය ජූනේන් කියා  
වෙ පුතනා කර වේ වෙ  
කොතනකුණිති කියා වෙ  
විත්තියේ (シンハラ語)

10年後の高田林

若者がもっと増えてほしいです。

この国に若者が必要だと思います。

◦ 外国人市民が、地域で暮らすための  
サポート (日本語教室、気軽に相談  
でき、学校生活や学習の支援など) が  
整っているといいよ。

◦ 「外国人市民は地域の主人公だ」と  
みんなが当たり前で思っているといいよ。

◦ 外国人市民が日本人とともに、自分  
の能力や強みを活かして活躍して  
いるといいよ。

<sup>がいこく</sup>  
外国にルーツがある人・ない人  
<sup>じぶん</sup>  
たれもが自分らしくいることが  
できる とんだはやしに!!

(委員長)

<sup>たみんぞく</sup> 多民族 <sup>たぶんか</sup> 多文化

カラフルな <sup>とんだはやし</sup> 富田林へ  


(副委員長)

富田林市多文化共生推進指針【改定版】

2020（令和2）年3月

発行 富田林市 市民人権部 市民協働課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000（内線473）

FAX 0721-25-9037（総務課）

メール [kyoudo@city.tondabayashi.lg.jp](mailto:kyoudo@city.tondabayashi.lg.jp)



富田林市  
多文化共生  
推進指針  
【改定版】

3 すべての人に  
健康と福祉を



4 質の高い教育を  
みんなに



8 働きがいも  
経済成長も



10 人や国の不平等  
をなくそう



11 住み続けられる  
まちづくりを



16 平和と公正を  
すべての人に



17 パートナーシップで  
目標を達成しよう



2020年3月

富田林市